

議案第27号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「28,320円」を「33,360円」に改め、同条第2号中「28,320円」を「50,040円」に改め、同条第3号中「42,480円」を「50,040円」に改め、同条第4号中「56,640円」を「60,000円」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,720円

第2条第6号中「70,800円」を「80,040円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第2条第6号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第7号中「84,960円」を「86,640円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「前号アに規定する額を超える額であって190万円未満」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ又は第9号イ」を加え、同条第8号を次のように改める。

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第

39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第2条に次の2号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 113,400円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 120,000円

第4条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「同項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正後の法（以下この条において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、同日の翌日から行うものとする。

4 医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。